

八幡市観光基本計画素案に意見を募集

「第5次八幡市総合計画」に掲げる「観光」のまちづくりに向け、八幡市の観光施策に関する基本的な方針として「八幡市観光基本計画」の策定作業を行っています。

本計画では、本市の歴史的資源と自然資源の活用に向き合い、経済の好循環をもたらす新たな文化観光によるまちづくりを目指します。

このたび、素案がまとまりましたので、皆さんからの意見を募集します。

■募集対象

市内在住、在勤、在学の人および市内に事業所（事務所）を有する人

■閲覧時期と募集期間

2月9日（金）～29日（木）

■閲覧場所

市役所2階閲覧コーナー、市ホームページ、市役所4階商工観光課窓口でご覧いただけます。

■提出先と提出方法

様式に定めはありません。あなたの意見、住所（所在地）、氏名（法人名等）、電話番号を記入し、次のいずれかの方法でご提出ください。

■郵送または持参

〒614-8501（住所記載不要）市役所商工観光課

■ファックス送信

市ホームページ、またはメール送信

■注意事項

いただいたご意見は市ホームページ等で後日公表する予定です。電話、口頭のご意見は正確に保存できない可能性があります。お断りしています。

また、個々の意見等に対して、直接回答は行っておりません。

商工観光課
（☎983-2853、FAX 983-1123、メール：syokan@mb.city.yawata.kyoto.jp）

「やわたスマートウェルネスシティ計画」を改訂

市では、住むことで健康（健康で幸せ）になれる「まちづくり」「スマートウェルネスシティやわた」を推進しています。

平成30年3月には、さまざまな角度から健康を捉え、まちづくりを行う考えや取り組みなどをまとめた「やわたスマートウェルネスシティ計画」を策定しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行など、取り巻く社会情勢が変化し、10年間としていた計画期間の折り返しにもあつたことから、この度改訂を行いました。

計画書は、市役所2階閲覧コーナーや健康推進課窓口、市ホームページでご覧いただけます。



健康推進課（☎983・1116）

施設等利用給付認定について

国の制度に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している3～5歳児（教育部分については、満3歳以上）および0～2歳児の住民税非課税世帯等の子どもの保育料や施設・事業の利用料等が無償となります（給食費・教材費・行事費等の実費料金は対象外）。

なお、利用する施設やサービスにより「施設等利用給付認定」の手続きが必要となりますので、新たに施設・事業の利用を検討されている人は、【下表】を確認の上、申請受付期限までに申請してください。

■必要書類

①施設等利用給付認定申請書

②保育を必要とする理由の確認書類（2号認定または3号認定を希望する場合のみ）

※必要書類は子育て支援課窓口、市ホームページから入手可。

■申請受付期限

令和6年4月1日から認定を希望する場合の受付期限は3月19日（火）までです。

手続きが必要な人	満3歳以上で私学助成対象の私立幼稚園に在園中、または入園予定の人
手続きが必要な可能性のある人	幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用中、または利用予定の人 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等を利用中、または利用予定の人
その他	企業主導型保育事業所を利用中、または利用予定の人（内容・手続きは各事業所で確認してください）

子育て支援課（☎983-1107）

懇談会等傍聴できます

傍聴希望の人は、会議開始20分前～10分前に会場入口へお越しください。定員はいずれも5人（先着順）です。

■第8回まち・ひと・しごと創生検討懇談会
令和4年度の八幡市まち・ひと・

しごと創生総合戦略の実績などの報告後、各委員からご意見をいただき、効果検証を実施します。出されたご意見は、今後の地方創生にかかる取組方針への反映を検討することになっています。

▶日時 2月15日（木）午前9時50分～正午

▶場所 市役所5階会議室5-2

令和5年度第3回総合教育会議
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長と教育委員会が教育施策の大綱や重点的に

講ずべき施策等の協議、調整を行うため、総合教育会議を設置しています。

今回は、八幡市教育大綱改定に関する最終確認を行います。

▶日時 2月20日（火）午後3時30分～（予定）

▶場所 市役所5階会議室5-2

政策企画課（☎983-1004）

有料広告を募集



（上記QRコードからアクセス可）

広報紙や市ホームページに掲載する有料広告を募集しています。企業や団体の取り組みなど、様々なPRに活用してみませんか。

■申し込み 左表の申込期限までに申込書と広告の原稿案を秘書広報課へ。

※申込書は市ホームページから入手可能。その他、詳しくは市ホームページをご覧ください。

秘書広報課
（☎983・1087）

媒体	広報やわた（毎月1日発行）	市ホームページ
広告料	1枠10,000円/月 ※同時に6か月以上連続して掲載すると、同時掲載期間分のホームページバナー広告料が半額になります。	1枠10,000円/月
規格	1枠あたり縦4.5cm×横6cmのモノクロ	縦45px×横165pxのバナー広告で、gifまたはjpgファイル
申込期限	掲載を希望する月の前月5日	掲載を希望する月の前月10日
備考	市内全世帯・事業所・公共施設など約32,000部発行。	令和4年度年間アクセス数約1,410,000件